

情報流通プラットフォーム対処法

インターネット上の人権侵害等について、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しながら、適切に対処することを目指し、「プロバイダ責任制限法」(正式名称「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」)が改正され、「情報流通プラットフォーム対処法」(正式名称「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」)という法律が令和7年4月に施行されました。

この法律の内容や、この法律によって人権侵害等から被害者がどのように守られるのかについて、インターネット上の権利侵害に詳しい上羽 徹 弁護士(法律事務所奈良中央)にお話を伺いました。

—どのような法律なのでしょう。

私たちは憲法で、表現の自由が認められています。これはとても重要な権利です。しかし、だからといって、インターネット上で、他人の人権を侵害するような書き込みを自由にして構わないということにはならないでしょう。

そこで、情報流通プラットフォーム対処法では、インターネット上で人権侵害等を受けた人の「救済」と、発信者の「表現の自由」とのバランスを取りつつ、SNS等を運営する事業者(プラットフォーム事業者)がすべきことや、すべきでないことを取り決めているのです。



上羽 徹 弁護士

—具体的には、どういうことが取り決められているのでしょうか。

プラットフォーム事業者とは、皆さんご存じのXやYouTube等を運営する企業等のことです。これらの事業者が「どういう場合に投稿を削除すべきか」が法律に書いてあります。もうひとつ、投稿者が誰であるかとの開示請求があった際に、「どういう場合ならば投稿者に関する情報を公開していいか」がこの法律には書いてあります。投稿で人権を侵害された被害者は救済されるべきですが、投稿者にも表現の自由があるため、どこかで線を引く必要があるのです。

そして、ここからが大切な部分なのですが、この法律では、大規模なプラットフォーム事業者として9事業者(令和7年12月末現在)が指定されており、これらの事業者にさまざまなことが義務づけられたのです。

—どのようなことが義務づけられましたか。

まずは、SNS等で誰かの投稿によって人権を侵害された人が、その投稿を削除してほしいと事業者に申し出ることが法律で認められています。事業者はその申出窓口を設置し、その窓口へのアクセス方法を公表するとともに、投稿を削除する基準を明確にして、ホームページ等で公開することが義務づけられました。加えて、事業者は、削除申出に対して総務省令が定める7日以内に「削除するか、削除しないか」を回答することも義務づけられました。

これによって、被害者が、事業者のホームページ等にアクセスして自分で削除申出ができるようになり、その結果をすぐに知ることができるようになったのです。削除申出をしたけれど、それを事業者が見てくれたかどうか分からない、という状況にはならなくなったわけですね。

—自分で削除申出をするのに不安を感じる人もいないのでしょうか。

その場合はどうしたらいいのでしょうか。

弁護士のような法律のプロに相談するのがいいでしょう。費用はかかりますが、事業者に対して「なぜこの投稿によって権利が侵害されたのか」を適切に説明してもらえるので、自分で削除申出をするより削除されやすくなる可能性があります。

弁護士に相談できない場合には、法務省の「インターネット人権相談受付窓口」等を利用するのもいいでしょう。



詳しいインタビュー内容は奈良県ホームページでお読みいただけます。

情報流通プラットフォーム対処法は、インターネット上で発生する権利侵害に対して、迅速かつ適切に対応する仕組みを整えています。万が一、権利侵害を受けたときには、慌てずに冷静に状況を確認し、証拠(投稿のスクリーンショット等)の保存や削除申出等の行動を始めましょう。

一歩立ち止まって考えよう!

～インターネットで人を傷つけないために～



奈良県広報担当VTuber
「奈々鹿」

インターネットはいつでもすぐに世界中の人々とつながることができる、身近で便利なツールです。

しかし、相手と直接顔を合わせずに、匿名でやり取りすることができるため、人権侵害が起こりやすいという特徴もあります。近年では、SNSでの誹謗中傷、特定の国や地域の出身者への差別書き込みなどが社会問題になり、誹謗中傷等を苦にした自殺者も出ています。私たちの何気ないSNSへの投稿や、情報の拡散が、誰かの心を深く傷つけることがあるのです。また、これらの投稿や拡散によって、投稿や拡散をした者が法的責任を問われることもあります。

人権侵害をなくすためには、私たちひとりひとりが、情報の適切な読み解き方を身につけ、慎重に行動することが大切です。閲覧、投稿、拡散の際には、それが誰かの心を傷つけないか、“一歩立ち止まって”考える習慣を身につけましょう。

インターネット上で起こる人権侵害

インターネットの普及に伴い、インターネット上でさまざまな人権侵害が発生し、深刻な社会問題となっています。代表的なものとして、次のようなものがあります。

個人に対する誹謗中傷

人の心を深く傷つけ、心身の不調や自殺に追い込んだり、人の名誉を傷つけ、社会的地位を低下させたりすることがあります。

個人情報(氏名、住所、顔写真等)の書き込み

プライバシーを侵害し、平穏な生活や身体、生命を脅かす可能性があります。

特定の国や地域の出身者等に対する差別的書き込み

対象となる集団に属する人に大きな精神的苦痛を与えるとともに、差別を助長することになります。

特定の地域を同和地区と指摘する書き込み

住民のプライバシーを侵害するだけでなく、出身地や居住地にもとづく部落差別を助長することになります。

投稿内容によっては、名誉毀損罪や侮辱罪に問われる可能性があります。また、インターネット上では、何を書き込んでも、匿名であれば誰が書き込んだかわからないと思うかもしれませんが、プラットフォーム事業者(4ページ参照)への発信者情報開示請求や警察による捜査によって、書き込みをした人が特定されることもあります。

人権侵害を防ぐためのポイント



1. 閲覧するときは…その情報が信頼できるか確認しましょう

インターネット上には膨大な量の情報が飛び交っています。その中には、正しいものも多数ありますが、事実とは異なる偽情報や誤情報(フェイクニュース等)もあります。

閲覧した情報を冷静に読み解き、それが事実なのか、きちんとした根拠のある情報なのかを確認する習慣をつけましょう。例えば、閲覧した情報について、大元となる情報(新聞記事や書籍等)を参照することや、その情報の発信元が信頼できる機関や人物であるかを確認しましょう。



【事例】

いわゆるインフルエンサー(影響力の大きい投稿者)が、事実とは異なる情報をSNS等に投稿し、これが多くの人に閲覧や拡散されると、社会に大きな影響を与えることがあります。**「有名人だから発言内容が正しい」と信じ込まず、冷静に投稿を閲覧することが大切です。**

また、投稿の閲覧数が増えると投稿者に収益が発生する仕組みのサイトもあります。そのため、収益を目的として、投稿者が過激な偽情報を発信することがあります。**新たな偽情報を生み出さないためにも、信頼性の低い情報源をむやみに閲覧しないことが大切です。**

2. 投稿するときは…相手や社会への影響を考えましょう

SNSや掲示板は誰でも気軽に投稿ができ、瞬時に誰でも読むことができます。このため、災害時に現地の状況を速やかに伝えることで、救助活動に役立つ等のメリットがあります。

しかし、差別的な投稿は人の心を傷つけ、他人の個人情報の投稿はその人の生活を脅かし、偽情報や誤情報は社会を混乱させる原因になります。そのような投稿をしないことが、インターネット上での人権侵害をなくすための第一歩です。投稿する前に、一歩立ち止まり、読む相手や社会にどのような影響を与えるのか考えるようにしましょう。



【事例】

街の散策を装って、特定の地域の住宅等を撮影し、具体的地名を示してその地域が同和地区であると指摘したりほめたりする動画等の投稿がSNS等で増加しています。**出身地や居住地による差別はあってはならないものです。また、特定の個人や住宅等を撮影してインターネット上に公開する行為は、プライバシーの侵害になる可能性もあります。**

3. 拡散するときは…その行為に責任が伴うことを意識しましょう

インターネット上では、偽情報や誤情報、真偽の不確かなうわさ(デマ)、差別的な投稿が拡散され、多くの人がそれを信じてしまうことがあります。災害時には、そのために社会が混乱することもあります。また、特定の個人を侮辱するような偽情報や誤情報は、相手の心を深く傷つけ、社会的評価を低下させてしまいます。

印象に残る投稿を読むと、すぐに拡散したくなるかもしれませんが、拡散という行為にも責任が伴います。拡散する前に一歩立ち止まり、その情報が本当に正しいのかどうかを確認する習慣をつけましょう。



【事例】

大規模な災害が発生するたびに、インターネット上に多数の偽情報や誤情報が投稿・拡散される問題が起きています。例えば、平成28年(2016年)の熊本地震では「動物園からライオンが放たれた」等の偽情報がインターネット上に流通しました。偽情報や誤情報の拡散は、被災者の不安を煽るだけでなく、本来の救助や支援のための活動が妨げられる等、大きな社会的混乱を招きます。

また、偽情報や誤情報により、特定の個人が犯人とされることがありますが、このような情報が拡散されることは、犯人扱いされた人の名誉を深く傷つけることとなります。**つまり、拡散が人権侵害への加担になる場合もあります。拡散にも責任が伴うことを意識しましょう。**

人権侵害を受けたときは

インターネット上で誹謗中傷を受けて困った場合は、プラットフォーム事業者に通報または削除申出をしましょう。申出方法がわからない場合等は、下記のような相談窓口で相談できます。4ページのインタビューも参考にしてください。

相談・通報窓口

インターネット上で受けた人権侵害に関する窓口

誹謗中傷ホットライン (一般社団法人セーフターインターネット協会)	https://www.saferinternet.or.jp/bullying/ インターネット上の誹謗中傷に対して、そのサイトの利用規約等に沿った削除等の対応を促す通知を行っています。 ※相談窓口ではありませんので、法律相談はできません。	
違法・有害情報相談センター (総務省委託事業)	https://ihaho.jp/ 人権問題を含むインターネット上のトラブルについてアドバイスや情報提供を行っています。	
居住地の警察または サイバー事案に関する相談窓口	https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html 身の危険を感じている/ 脅迫されている・犯人の捜査や処罰を求めたい場合	

総合的な人権侵害に関する窓口

みんなの人権110番 (法務省人権擁護局)	TEL 0570-003-110 差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題について、電話で相談を受け付けています。	
インターネット人権相談受付窓口 (法務省人権擁護局)	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html 上記と同じく様々な人権問題についての相談を、インターネットで受け付けています。	